【付録 4-1】

EU における新しい公的管理・植物衛生・動物衛生制度に関する調査 (2021年8月)

混合食品の EU 特別輸入条件(仮訳)

本仮訳は、2021 年 3 月に欧州委員会が公表したウェブサイトに公表された「混合食品の EU 特別輸入条件」をジェトロが仮訳したものです。ご利用に当たっては、原文もご確認ください。

Special EU import conditions for composite products (2021 年 8 月 26 日時点)

https://ec.europa.eu/food/horizontal-topics/international-affairs/import-conditions/eu-import-conditions-composite-products_en

【免責条項】本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

混合食品の EU 特別輸入条件 (仮訳)

混合食品とは、植物由来の製品と動物由来の加工製品の両方を含む食品のことである。<u>規</u>則(EC) 853/2004 第 1 条(2)および第 6 条(4)に従い、混合食品は、EU 加盟国またはそれらの動物由来の加工製品の EU への入域を許可された第三国のいずれかにある EU 認定施設で加工された動物由来の加工製品で製造されなければならない。

2019年12月14日から適用されている公的管理に関する枠組み法である規則(EU) 2017/625の下では、混合食品のEUへの入域に関するルールが<u>委任規則(EU) 2019/625</u>第12条から第14条に定められており、これらは2021年4月21日から適用される。このルールは、混合食品がもたらすリスクに応じたものとなっている。これらのルールは、以下の表と決定木にまとめられている。

移行を円滑にするために、 $\underline{\mathbf{z}}$ 施規則(EU) 2020/2235 第 35 条では、混合食品の輸入について、旧規則に基づく証明書により EU への入域を認める 6 ヶ月間の移行期間を設定している。2021 年 4 月 21 日以前に証明書が必要なかった場合は、新規則に基づく証明書または自己宣誓書を提出しなければならない。不要な貿易上の混乱を避けるため、委任規則(EU) 2021/1329 は、署名権限を有する者により 2022 年 1 月 15 日までに署名された適切な証明書であることを条件に、この移行期間を 2022 年 3 月 15 日まで延長する。この移行の影響については、ここにまとめられている。

加盟国と欧州委員会は、植物、動物、食料、飼料に関する常設委員会(PAFF 委員会)において、規則(EU) 2020/2235 の附属書 V に定められている自己宣誓書の様式を発行するための規則の運用に関して、一連の暫定的実施措置に合意した。これは、常温保存混合食品に含まれる乳製品のリスク軽減処理に関する委任規則(EU) 2020/692 の第 163 条の規定に対して、潜在的かつ不要な貿易上の混乱を避けるための暫定的な解決策を提供する。その詳細はこの文書で説明されている。

多くの問題を解決するために、Q&A集が作成されている。これは必要に応じて更新される。

EUへの輸入を意図された混合食品に適用される要件の概要

要求事項	混合食品のカテゴリー			
	温度管理必要	温度管理不要		
		ゼラチン、コラ	ゼラチン、コラーゲンま	
		ーゲンまたは食	たは食肉由来の高度精製	
		肉を原料とする	品を除く肉製品を含まな	
		高度精製品を除	いもの	
		く肉製品を含む		
		もの		
動物由来の原材料	混合食品に含まれるすべての動物由来の加工製品は、残留物質			
	の管理を含めて、そのような動物由来の加工製品を EU に輸出			
	することが認められている国にある、EU 認定施設由来のもの			
	でなければならない。			
混合食品の生産国	混合食品に含ま	混合食品に含ま	混合食品に含まれるか否	
は、関連する実施規	れる各動物由来	れる肉製品につ	かを問わず、肉製品、水	
<u>則(EU) 2021/404</u> ま	の加工製品につ	いて	産物、乳製品(および初	
たは <u>実施規則(EU)</u>	いて		乳ベース)、卵製品のい	
<u>2021/405</u> に規定され			ずれかについて(生産の	
ていること。			認められた国に由来する	
			ゼラチン、コラーゲン、	
			または高度精製品を含む	
			混合食品を除く)	
混合食品の生産国	EU*に輸出される混合食品に含まれる各動物由来の加工製品に			
が、EUに承認された	ついて			
残留物質(動物由来				
の加工製品の原料と				
なる種/商品)モニ				
タリング計画を持				
ち、かつ決定				
2011/163/EU に記載				
されていること。				
動物衛生面			混合食品に含まれる乳製	
	製品は、委任規則(EU) 2020/692 に		品および卵製品が、少な	
	定められた EU への	の人域に関する関	くとも委任規則(EU)	

	連要件を満たしている。これらの製	2020/692 附属書 XXVII
	品は、混合食品の生産国で適用され	および附属書 XXVIII の
	るものとは異なるリスク軽減措置を	B欄に記載されているも
	受けていないことを条件に、EU	のと同等のリスク軽減措
	内、混合食品の生産国、または他の	置を受けていること。
	上場国のいずれかで生産されてい	
	る。	
実施規則(EU)	混合食品の生産国の管轄当局が要求	該当しない
2020/2235 附属書 III	し、署名したもの。	
第 50 章に定められた		
公的証明書		
実施規則(EU)	該当しない	輸入食品事業者の代表者
2020/2235 附属書 V		が作成し、署名しなけれ
に定められている自		ばならない(国境での管
己宣誓書		理が免除されている場合
		は、製品の上市時に製品
		に添付すればよい)。
EU の国境管理所での	該当する	該当する。ただし、当該
管理		混合食品が実施規則
		(EU)2021/630 の附属書
		に掲載されているよう
		に、より低いリスクを示
		し、かつ国境での管理が
		免除される場合を除く。

^{*} 混合食品の生産国(A 国)が動物由来の加工製品を自国外から調達することを希望する場合、その国の管轄当局は、当該動物由来の加工製品が、EU 加盟国の EU 認定施設、または決定 2011/163/EU 第2条(2)に規定されている制限的な脚注のない、関連する種/商品について同決定に記載されている他の第三国の EU 認定施設のいずれかに由来することを保証しなければならない。A 国もまた、脚注の有無にかかわらず、決定 2011/163/EU に記載されていなければならない。

出所:https://ec.europa.eu/food/safety/international_affairs/trade/special-eu-import-conditions-composite-products_en